

【新型コロナウイルス】海外在留邦人の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（アストラゼネカ製ワクチンの接種開始）

2021年8月16日
在ブリスベン総領事館

●8月13日、日本外務省は、アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の成田空港及び羽田空港における、一時帰国する海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、8月25日から、条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチン接種を開始します。

1 接種対象者等

（1）本事業は日本国内に住民票を有しない海外在留邦人の方で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象にしています。

（2）本事業の対象者のうち、以下の条件を満たす方は、AZ製ワクチンの接種が可能です。

ア 既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方

イ アレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種出来ない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。

https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

3 詳細は以下の外務省海外安全ホームページをご覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

【参考】

本事業に関連する過去の当館領事メール

（1）6月28日付領事メール

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus28062021_2.pdf

（2）7月15日付領事メール

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus15072021.pdf>

（3）7月16日付領事メール

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus_16072021_3.pdf

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先> 在ブリスベン日本国総領事館 住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000 電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 087

※豪州におけるワクチン接種等に関しましては、以下の連邦政府及びクイーンズランド州政府の関連HPをご覧ください。

○ 連邦保健省 HP（新型コロナウイルスワクチン情報）（英語）

<https://www.health.gov.au/initiatives-and-programs/covid-19-vaccines>

○ 連邦保健省 HP（新型コロナウイルスワクチン情報）（日本語）

<https://www.health.gov.au/node/18257>

○ クイーンズランド（QLD）州政府 COVID-19 ワクチンに関する総合ページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/protect-yourself-others/covid-19-vaccine>

○ “Queensland rollout”（QLD 州におけるワクチン接種計画）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/protect-yourself-others/covid-19-vaccin>